



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 告示

397	令和4年和歌山県告示第832号(指定納付受託者の指定)の廃止	(税務課).....	2
398	令和4年和歌山県告示第833号(指定納付受託者の指定)の廃止	(").....	2
399	令和4年和歌山県告示第85号(個人の事業税、自動車税の種別割及び不動産取得税に係る徴収金の収納の事務の委託)の廃止	(").....	2
400	個人の事業税、自動車税の種別割及び不動産取得税に係る徴収金の収納の事務の委託	(").....	2
401	和歌山県と湯浅町との間の公平委員会の事務の委託に関する規約	(市町村課).....	3
402	和歌山県と有田衛生施設事務組合との間の公平委員会の事務の委託に関する規約	(").....	3
403	和歌山県と有田郡老人福祉施設事務組合との間の公平委員会の事務の委託に関する規約	(").....	4
404	和歌山県と湯浅広川消防組合との間の公平委員会の事務の委託に関する規約	(").....	4
405	指定障害児通所支援事業所の指定	(障害福祉課).....	5
406	指定障害福祉サービス事業者の廃止	(").....	5
407	〃	(").....	5
408	〃	(").....	5
409	指定障害福祉サービス事業者の指定	(").....	6
410	〃	(").....	6
411	指定自立支援医療機関の指定	(").....	6
412	〃	(").....	6
413	〃	(").....	7
414	応急入院指定病院の指定	(").....	7
415	救急病院の認定	(医務課).....	7
416	〃	(").....	7
417	寒川土地改良区の役員の退任	(農業農村整備課).....	8
418	清算法人寒川土地改良区の清算人の退任	(").....	8
419	保安林の指定の解除予定	(森林整備課).....	8
420	基本測量の実施	(技術調査課).....	8
421	公共測量の終了	(").....	9
422	道路の区域変更	(道路保全課).....	9
423	道路の供用開始	(").....	9
424	道路の区域変更	(").....	10
425	道路の供用開始	(").....	10
426	道路の区域変更	(").....	10
427	道路の供用開始	(").....	11
428	道路の区域変更	(").....	11

429 道路の供用開始 (")..... 11

○ 公安委員会告示

10 警備員等の検定等に関する規則による和歌山県公安委員会が道路における危険を防止するため必要と認める交通誘導警備業務 12

○ 選挙管理委員会告示

*34 平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号(不在者投票管理者となる病院等の指定)の一部改正 13

○ 公告

二級河川印南川水系河川整備基本方針の策定 (河川課)..... 14

二級河川周参見川水系河川整備基本方針の策定 (")..... 14

都市計画の図書の写しの縦覧 (都市政策課)..... 14

告 示

和歌山県告示第397号

令和4年和歌山県告示第832号(指定納付受託者の指定)は、令和5年3月31日限り廃止した。
令和5年4月4日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県告示第398号

令和4年和歌山県告示第833号(指定納付受託者の指定)は、令和5年3月31日限り廃止した。
令和5年4月4日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県告示第399号

令和4年和歌山県告示第85号(個人の事業税、自動車税の種別割及び不動産取得税に係る徴収金の収納の事務の委託)は、令和5年3月31日限り廃止した。
令和5年4月4日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県告示第400号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条の2第1項及び和歌山県税条例(昭和25年和歌山県条例第37号)第6条第2項の規定に基づき、個人の事業税、自動車税の種別割及び不動産取得税に係る徴収金の収納の事務を、令和5年4月1日から次の者に委託した。
令和5年4月4日

和歌山県知事 岸 本 周 平

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	東京都江東区豊洲三丁目3番3号
株式会社しんきん情報サービス	東京都港区港南一丁目8番27号
株式会社セイコーマート	北海道札幌市中央区南九条西五丁目421番地
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町8番地8
株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦三丁目1番21号
株式会社ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1

ミニストップ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目10番1号
株式会社ローソン	東京都品川区大崎一丁目11番2号

和歌山県告示第401号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、公平委員会の事務の委託を次の規約により湯浅町から受けた。

令和5年4月4日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県と湯浅町との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

（委託）

第1条 湯浅町は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務（以下「委託事務」という。）を和歌山県に委託する。

（管理及び執行の方法）

第2条 委託事務の管理及び執行については、この規約に定めるもののほか、和歌山県の条例、規則その他の規程の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、湯浅町が負担し、これに相当する金額を和歌山県に支払うものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、和歌山県知事と湯浅町長が協議して定めるものとする。

（委任）

第4条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関して必要な事項は、和歌山県知事と湯浅町長が協議して定めるものとする。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

和歌山県告示第402号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、公平委員会の事務の委託を次の規約により有田衛生施設事務組合から受けた。

令和5年4月4日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県と有田衛生施設事務組合との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

（委託）

第1条 有田衛生施設事務組合は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務（以下「委託事務」という。）を和歌山県に委託する。

（管理及び執行の方法）

第2条 委託事務の管理及び執行については、この規約に定めるもののほか、和歌山県の条例、規則その他の規程の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、有田衛生施設事務組合が負担し、これに相当する金額を和歌山県に支払うものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、和歌山県知事と有田衛生施設事務組合管理者が協議して定めるものとする。

のとする。

（委任）

第4条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関して必要な事項は、和歌山県知事と有田衛生施設事務組合管理者が協議して定めるものとする。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

和歌山県告示第403号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、公平委員会の事務の委託を次の規約により有田郡老人福祉施設事務組合から受けた。

令和5年4月4日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県と有田郡老人福祉施設事務組合との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

（委託）

第1条 有田郡老人福祉施設事務組合は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務（以下「委託事務」という。）を和歌山県に委託する。

（管理及び執行の方法）

第2条 委託事務の管理及び執行については、この規約に定めるもののほか、和歌山県の条例、規則その他の規程の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、有田郡老人福祉施設事務組合が負担し、これに相当する金額を和歌山県に支払うものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、和歌山県知事と有田郡老人福祉施設事務組合管理者が協議して定めるものとする。

（委任）

第4条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関して必要な事項は、和歌山県知事と有田郡老人福祉施設事務組合管理者が協議して定めるものとする。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

和歌山県告示第404号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、公平委員会の事務の委託を次の規約により湯浅広川消防組合から受けた。

令和5年4月4日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県と湯浅広川消防組合との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

（委託）

第1条 湯浅広川消防組合は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務（以下「委託事務」という。）を和歌山県に委託する。

（管理及び執行の方法）

第2条 委託事務の管理及び執行については、この規約に定めるもののほか、和歌山県の条例、規則その他の規程の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、湯浅広川消防組合が負担し、これに相当する金額を和

歌山県に支払うものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、和歌山県知事と湯浅広川消防組合管理者が協議して定めるものとする。

（委任）

第4条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関して必要な事項は、和歌山県知事と湯浅広川消防組合管理者が協議して定めるものとする。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

和歌山県告示第405号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和5年4月4日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日
3051000 259	放課後等デイサービスゆうゆうくじら	橋本市原田31	放課後等デイサービス	特定非営利活動法人めぐみ福祉会	伊都郡九度山町大字九度山字宮ノ浦527番1	令和 5.4.1

和歌山県告示第406号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和5年4月4日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃 止年月日
3011700 972	訪問介護Rin	紀の川市貴志川町長山277-370	居宅介護	一般社団法人BBS2020	紀の川市貴志川町長山277-370	令和 5.3.28

和歌山県告示第407号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和5年4月4日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃 止年月日
3011700 709	すみれ障害福祉サービス事業所	紀の川市桃山町元873番地	居宅介護 重度訪問介護	株式会社ケアパートナーズ	紀の川市東大井77-11	令和 5.3.31

和歌山県告示第408号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和5年4月4日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3011610494	デッキカフェ・デリ	有田郡有田川町野田454-1	就労継続支援A型	株式会社エデュケーションリンクス	有田市箕島87-9	令和5.4.3

和歌山県告示第409号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和5年4月4日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3011701061	すみれ障害福祉サービス事業所	紀の川市桃山町元873番地	居宅介護 重度訪問介護	特定なし	株式会社 Nouvel espoir	紀の川市桃山町元873番地	令和5.4.1

和歌山県告示第410号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和5年4月4日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3011800582	Work Support	岩出市相谷308-1	就労継続支援A型	知的障害者 精神障害者	株式会社Double Support	大阪府岸和田市作才町一丁目6番6号	令和5.4.1

和歌山県告示第411号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和5年4月4日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指定年月日
中央薬局小倉	和歌山市大垣内599	北出淳也	令和5.4.1

和歌山県告示第412号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和5年4月4日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
医療法人有紀会	和歌山市太田667-6	訪問看護ステーションリーフ	令和 5.4.1

和歌山県告示第413号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和5年4月4日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
株式会社フレイルケア	西牟婁郡上富田町朝来2468-6	訪問看護ステーションくりあ	令和 5.4.1

和歌山県告示第414号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の7第1項に規定する精神科病院として、次のとおり指定した。

令和5年4月4日

和歌山県知事 岸 本 周 平

名 称	所 在 地	指定期間
医療法人郷の会紀の郷病院	伊都郡九度山町九度山113-6	令和5.4.1～令和8.3.31
医療法人田村病院	和歌山市小倉645番地	令和5.4.1～令和8.3.31
和歌山県立こころの医療センター	有田郡有田川町庄31	令和5.4.1～令和8.3.31
ひだか病院	御坊市藪116番地2	令和5.4.1～令和8.3.31
紀南こころの医療センター	田辺市たきない町25-1	令和5.4.1～令和8.3.31
国保野上厚生総合病院	海草郡紀美野町小畑198番地	令和5.4.1～令和8.3.31

和歌山県告示第415号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和5年4月4日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 名称 社会医療法人 博寿会 山本病院
- 2 所在地 橋本市東家6-7-26
- 3 有効期限 令和8年3月31日

和歌山県告示第416号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和5年4月4日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 名称 公立那賀病院
- 2 所在地 紀の川市打田1282
- 3 有効期限 令和8年3月31日

和歌山県告示第417号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項の規定により、寒川土地改良区の役員について次のとおり公告する。

令和5年4月4日

和歌山県知事 岸 本 周 平

退任した役員(令和5年3月16日退任)

職名	氏 名	住 所
監事	堺好孝	日高郡日高川町大字寒川29番地
監事	奥村昌弘	日高郡日高川町大字寒川223番地

和歌山県告示第418号

清算法人寒川土地改良区の清算人が退任した旨届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第68条第4項において準用する同法第18条第18項の規定により公告する。

令和5年4月4日

和歌山県知事 岸 本 周 平

退任した清算人(令和5年3月16日退任)

氏 名	住 所
堺典雄	日高郡日高川町大字寒川250番地
幡川良安	日高郡日高川町大字寒川320番地
杉本久一	日高郡日高川町大字寒川344番地
竹本武吉	日高郡日高川町大字寒川878番地
東嗣典	日高郡日高川町大字寒川1050番地

和歌山県告示第419号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により、告示する。

令和5年4月4日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 解除予定保安林の所在場所 有田郡有田川町大字沼谷字北山370、字二本松460の1、460の3
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第420号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和5年4月4日

- 1 作業の種類 基本測量（国土広域情報修正）
- 2 作業期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 3 作業地域 和歌山県全域

和歌山県告示第421号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき和歌山地方方法務局長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和5年4月4日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 作業の種類 公共測量（不動産登記法第14条第1項地図作成）
- 2 作業期間 令和4年10月1日から令和5年2月28日まで
- 3 作業地域 和歌山県和歌山市三葛及び紀三井寺の一部

和歌山県告示第422号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年4月4日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 424号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
有田郡有田川町大字有原字砂田134番1地先から同町大字有原字砂田133番1地先まで	旧	4.21 ） 12.59	197.08	
同上	新	12.38 ） 33.60	195.93	

和歌山県告示第423号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年4月4日

和歌山県知事 岸 本 周 平

道路の種類 一般国道

路線名 424号

供用開始の区間 有田郡有田川町大字有原字砂田134番1地先から同町大字有原字砂田133番1地先まで

供用開始の期日 令和5年4月4日

和歌山県告示第424号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年4月4日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 御坊由良線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
日高郡日高町大字阿尾字釜ケ内1382番地先から同町大字阿尾字釜ケ内1377番1地先まで	旧	5.10 } 9.90	82.70	
同上	新	7.70 } 28.90	80.00	

和歌山県告示第425号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年4月4日

和歌山県知事 岸 本 周 平

道路の種類 県道

路線名 御坊由良線

供用開始の区間 日高郡日高町大字方杭字南谷114番1地先から同町大字方杭字南谷100番地先まで

供用開始の期日 令和5年4月4日

和歌山県告示第426号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年4月4日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 海南吉備線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
有田郡有田川町大字賢字小松77番1地先から同町大字賢字小松774番1地先まで	旧	5.68 } 10.32	120.02	

同上	新	7.22 } 32.14	120.55	
----	---	--------------------	--------	--

和歌山県告示第427号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年4月4日

和歌山県知事 岸 本 周 平

道路の種類 県道

路線名 海南吉備線

供用開始の区間 有田郡有田川町大字賢字小松777番1地先から同町大字賢字小松774番1地先まで

供用開始の期日 令和5年4月4日

和歌山県告示第428号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年4月4日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 道路の種類 県道

2 路線名 井関御坊線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
御坊市藪字穴原156番22地先から同市藪字紀小竹158番4地先まで	旧	4.40 } 5.80	36.00	
同上	新	5.55 } 5.80	36.20	

和歌山県告示第429号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年4月4日

和歌山県知事 岸 本 周 平

道路の種類 県道

路線名 井関御坊線

供用開始の区間 御坊市藪字穴原156番22地先から同市藪字紀小竹158番4地先まで

供用開始の期日 令和5年4月4日

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第10号

警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第2条の表6の項の上欄に規定する和歌山県公安委員会が道路における危険を防止するため必要と認める交通誘導警備業務は、次の表の左欄に掲げる路線に応じ、同表の右欄に掲げる区間において行う交通誘導警備業務とし、令和6年4月1日から適用する。

なお、平成29年和歌山県公安委員会告示第47号（警備員等の検定等に関する規則による和歌山県公安委員会が道路における危険を防止するため必要と認める交通誘導警備業務）は、令和6年3月31日限り廃止する。

令和5年4月4日

和歌山県公安委員会委員長 竹田 純久

路 線	区 間
1 一般国道24号	和歌山県の全域
2 一般国道26号	和歌山県の全域（道路法（昭和27年法律第180号）第48条の4に規定する自動車専用道路及び一般国道24号との重用区間を除く。）
3 一般国道42号	和歌山県の全域
4 一般国道370号	和歌山県の全域（一般国道24号との重用区間を除く。）
5 一般国道371号	橋本市柱本（府県境）から同市清水字中栄182番1地先まで
6 一般国道424号	起点から田辺市芳養町字サビ42番地先まで及び海南市沖野々字越前43番1地先から終点まで
7 一般国道480号	伊都郡かつらぎ町大字平（府県境）から伊都郡高野町大字高野山字内子谷川13番1地先まで（伊都郡かつらぎ町大字笠田東字北川1615番1地先から同町大字笠田東字室ノ木494番1地先まで及び一般国道370号との重用区間を除く。）
8 主要地方道粉河加太線	全域
9 主要地方道和歌山橋本線	起点から紀の川市貴志川町神戸字一枚戸437番1地先まで
10 主要地方道新和歌浦梅原線	全域（主要地方道粉河加太線との重用区間を除く。）
11 主要地方道和歌山港線	全域
12 主要地方道和歌山停車場線	全域
13 主要地方道吉備金屋線	有田郡有田川町大字水尻字谷前6番3地先から同町大字徳田字森本423番1地先まで
14 主要地方道御坊美山線	起点から日高郡日高川町大字土生字風呂ノ下15番4地先まで
15 主要地方道日高印南線	御坊市藤田町吉田字二又422番1地先から同市野口字野尻237番1地先まで
16 主要地方道田辺白浜線	起点から田辺市新庄町字田鶴1465番3地先まで
17 主要地方道南紀白浜空港線	西牟婁郡白浜町字横浦2875番3地先から終点まで
18 主要地方道泉佐野岩出線	和歌山県の全域

19	主要地方道和歌山貝塚線	和歌山市里字五段11番5地先から同市藤田字流9番1地先まで
20	一般県道那賀かつらぎ線	全域
21	一般県道和歌山海南線	和歌山市手平一丁目178番4地先から同市手平三丁目63番5地先まで及び同市北中島一丁目126番13地先から同市紀三井寺字鷹場新田756番1地先まで
22	一般県道秋月海南線	和歌山市神前字笠松114番14地先から同市和田字佃160番1地先まで
23	一般県道和歌山野上線	起点から和歌山市田中町五丁目5番19地先まで及び同市秋月字裕417番地先から同市鳴神字西浦1207番1地先まで
24	一般県道鳴神木広線	和歌山市鳴神字四反田1007番1地先から終点まで
25	一般県道和歌山港北島線	全域
26	一般県道和歌山阪南線	和歌山県の全域（一般県道和歌山港北島線との重用区間を除く。）
27	橋本市道高野口8号線	起点から橋本市高野口町大野字平山口1409番3地先まで
28	かつらぎ町道笠田駅折居線	伊都郡かつらぎ町大字笠田東字男子92番1地先から終点まで
29	かつらぎ町道折居笠田中佐野1号線	全域
30	かつらぎ町道大谷58号線	全域
31	かつらぎ町道大谷61号線	全域
32	かつらぎ町道IC上り線	全域
33	かつらぎ町道IC上り支線	全域
34	かつらぎ町道IC下り線	全域
35	かつらぎ町道IC下り支線	全域
36	和歌山市道本町和歌浦線	全域
37	和歌山市道新和歌浦中之島紀三井寺線	全域（一般県道和歌山海南線との重用区間を除く。）
38	和歌山市道有本中島線	和歌山市黒田字門田126番地先から同市太田二丁目1番1地先まで
39	和歌山市道和歌山市駅前線	全域
40	和歌山市道市駅小倉線	全域
41	和歌山市道今福神前線	和歌山市堀止東一丁目12番2地先から終点まで
42	和歌山市道松島本渡線	全域（一般県道和歌山野上線との重用区間を除く。）
43	和歌山市道西脇山口線	全域
44	和歌山市道西浜新和歌浦線	全域
45	海南市道築地1号線	全域

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第34号

平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号（不在者投票管理者となる病院等の指定）の一部を次のよ

うに改正する。

令和5年4月4日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

第2項の表中

「 社会福祉法人みどり会特別養 護老人ホーム 第2みどりが丘ホームⅡ 」	和歌山市土佐町三丁目25番地	を
「 社会福祉法人みどり会特別養 護老人ホーム 第2みどりが丘ホームⅡ サービス付き高齢者向け住宅 ライフサイズ野崎 」	和歌山市土佐町三丁目25番地 和歌山市野崎62-1	に改める。

公 告

二級河川印南川水系河川整備基本方針の策定の公告

河川法（昭和39年法律第167号）第16条第1項の規定に基づき、二級河川印南川水系河川整備基本方針を定めたので、同条第5項の規定により、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課及び日高振興局建設部河港課においてこれを公表する。

令和5年4月4日

和歌山県知事 岸 本 周 平

二級河川周参見川水系河川整備基本方針の策定の公告

河川法（昭和39年法律第167号）第16条第1項の規定に基づき、二級河川周参見川水系河川整備基本方針を定めたので、同条第5項の規定により、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課及び東牟婁振興局串本建設部工務課においてこれを公表する。

令和5年4月4日

和歌山県知事 岸 本 周 平

都市計画の図書の写しの縦覧公告

那智勝浦町から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和5年4月4日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 都市計画の種類及び名称
那智勝浦都市計画ごみ焼却場及びごみ処理場（那智勝浦町ごみ処理施設）
- 2 縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課